⑷　電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限及び紙入札方式による証明書等の受領期限　令和８年２月９日16時00分（日本時間）
⑸　電子調達システムによる入札書、及び紙入札、郵送等による入札書の受領期限　令和８年３月２日16時00分（日本時間）
⑹　開札の日時及び場所　令和８年３月５日11時00分（日本時間）　富士砂防事務所入札室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項
ⓐ　紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を上記３⑷の受領期限までに上記３⑵に示す場所に提出しなければならない。
ⓑ　電子調達システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（証明書等）を上記３⑷の受領期限までに上記３⑴に示すＵＲＬより、電子調達システムを利用し提出しなければならない。
なお、ⓐ、ⓑいずれの場合も、開札日の前日までの間において契約担当官等から証明書等に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札並びに入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑺　本入札に係る落札決定の条件は、令和８年度の予算が成立し、予算示達がされた場合とする。
⑻　手続きにおける交渉の有無　無
⑼　詳細は入札説明書による。
5　Summary
(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : MITSUNAGA Takeo Director of Mount Fuji Sabo Office, Chubu Regional Development Bureau.
(2)　Classification of the services to be procured : 15, 29
(3)　Nature and quantity of the services to be required : Maintenance of Telecommunication Equipment 1 set.
(4)　Fulfillment term : From 1 April, 2026 through 31 March, 2027
(5)　Fulfillment place : as in the tender documentation
(6)　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
②　have Grade A, B, C or D on “offer of services” in Tokai-Hokuriku area in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2025／2026／2027
③　not be under suspension of nomination by Director-General of Chubu Regional Development Bureau from Time-limit for submission of certificate to Bid Opening.
④　not be the stated person under the commencement of reorganization proceedings or under the beginning of rehabilitation proceedings (except for the person who has the procedure of reapplication under the notification of the competing participation qualification).
⑤　not be the Building constructor that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.
⑥　The person who obtained a bid manual from the person of ordering directly.
⑦　have proven to have actually fulfilled the service concerned or the service with performance similar to that of the service concerned.
⑧　for other qualifications other than the above, please refer to the tender documentation.
(7)　Time-limit for the submission of certificate : 16 : 00 (JST) 9 February, 2026
(8)　Time-limit for tender : 16 : 00 (JST) 2 March, 2026
(9)　Contact point for the notice : ITOU Kimikazu, Contract Section, Accounting Division, Mount Fuji Sabo Office, Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land Infrastructure, Transport and Tourism, 1100, Misonodaira, Fujinomiya-shi, Shizuoka-ken, 418―0004, Japan, TEL 0544―27―5221 ex 220

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年１月８日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局副局長　石原　　洋
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28
○第９号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　10
⑵　購入等件名及び数量
船舶（海面清掃兼油回収船）「クリーンはりま」外１隻多関節クレーン用部品購入
⑶　調達案件の仕様等　本件は、船舶（海面清掃兼油回収船）「クリーンはりま」外１隻に搭載している多関節クレーン用部品購入を行うものである。
⑷　納期　契約締結の日から令和８年11月30日まで
⑸　納入場所　神戸市中央区小野浜町７番30号　国土交通省近畿地方整備局神戸港湾空港技術調査事務所
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　電子調達システムの利用　本案件は、競争参加資格確認に必要な書類（証明書等審査申請書、以下「申請書」という。）の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　令和７・８・９年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」のＡ、Ｂ、Ｃ若しくはＤ等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有する者であること（有資格者が「会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。）。
①　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
②　許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（写しでも可）
⑶　電子調達システムによる場合は、電子証明書を取得していること。
⑷　申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局から指名停止を受けていない者であること。